

平成 30 年 9 月 10 日現在

機関番号：32413

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380693

研究課題名(和文) 言語的マイノリティ生徒の教育達成と社会適応に関する研究

研究課題名(英文) Study on the educational attainment and social adaptation of language minority students

研究代表者

小林 宏美 (Kobayashi, Hiromi)

文京学院大学・人間学部・准教授

研究者番号：30614490

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、言語的マイノリティ生徒の教育達成や社会適応という観点から、日米両国のニューカマー外国人の子どもたちの課題と支援の方策を明らかにすることである。研究の結果、1) ロサンゼルス市の移民の多いコミュニティの小学校における二重言語プログラムの有効性、2) 同地における、移民を様々な面から支援する特色ある団体やそれらの形成する社会関係ネットワークの役割、3) 日本の高校での調査から、外国籍生徒の教育達成にマイナスの影響を及ぼす要因、4) 日本におけるエスニックネットワークや地域の様々な支援団体の役割などについて明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to clarify the challenges and strategies to support newcomer children of both Japan and the United States from the perspective of the educational attainment and social adaptation. The study found that 1) the effectiveness of a dual language program provided for immigrant children in an elementary school of immigrant community in Los Angeles, 2) the role of various organizations that support immigrants and their social networks, 3) factors that have negative impacts on the educational achievement of foreign students at a high school of Kanagawa prefecture, 4) the role of ethnic networks and various local support organizations in the community.

研究分野：国際社会学

キーワード：エスニシティ 言語的マイノリティ生徒 移民 多文化教育 多文化共生

### 1. 研究開始当初の背景

1989年の入国管理法改正以降、南米日系人などのニューカマー外国人が増加し、その学齢期の子どもたちが公立学校に編入学するところから、日本語を十分に話せない児童生徒が増加した。しかし、日本の法制度のもとでは外国人に義務教育が適用されないため、外国籍の子どもたちの学習権の保障という観点からの取り組みは必ずしも十分ではない。外国籍児童生徒への対応は自治体ごとに差があり、彼らの日本語習得や学校への適応、受け入れ体制が大きな課題となってきた。

日本における外国人児童生徒に関する先行研究として、義務教育年齢の外国人の子どもへの不就学の問題を指摘し、その背景要因の解明を試みた宮島・太田ら(2005)の研究やニューカマーと呼ばれる外国人の子どもたちが、日本の学校でどのような問題に直面しているのかなどを調査分析した太田(2000)、志水ら(2001、2008)、佐久間(2006)の報告や、バイリンガル教育の発展や効果について検討した中島ら(1998)のもの、多文化教育について海外の状況を含めて比較検討した広田ら(1996)、恒吉(1996)、渡戸・川村ら(2002)などの研究がある。

一方、アメリカでは英語能力の不十分な児童生徒に対する言語教育に関して、第二言語習得の観点から数多くの研究と実践が蓄積されてきた。Cummins(1981)の第一言語がどの程度発達しているかに依存するという二言語相互依存説は第二言語習得に関わる有力な理論であり、Hakutaらは子どもの家庭の貧困の問題についても目を向けることが重要だと論じている(Hakuta, Butler & Witt, 2000)。

### 2. 研究の目的

日本の学校教育では、外国人児童生徒に対して日本語力を伸ばすことへの期待が高い。日本人と同様の教育を重視する学校文化の中では、日本語を母語としない子どもは、学習上の困難や母語喪失、家庭内の親子のコミュニケーション不全、肯定的なアイデンティティ形成の困難など、様々な問題に直面する。

他方、研究代表者がフィールド調査を実施してきたアメリカ・カリフォルニア州の学校では、小学校から学校段階が上がるにつれ、子どもの第二言語である英語を重視する傾向は見られるものの、公立学校において英語を重視すべきであるという主張はほとんど見られなかった。むしろ、移民の児童生徒の教育問題において、家庭の貧困や子どものアイデンティティ動揺、親子間のコミュニケーションの断絶など社会的要因を注視することの重要性が指摘されてきた。

以上の両国の現状と課題を比較検討した上で、児童生徒の教育達成や社会適応という観点から、ニューカマー外国人の子どもたちの課題を明らかにし、その支援の方策を検討する。日米両国において、様々な取り組みを

行っている学校について調査して事例を積み重ねるとともに、地域社会に居住する多様な人材の活用等の方策が、日本語を母語としない児童生徒の教育達成や社会適応の支援の方策として有効であるかを検証する。

### 3. 研究の方法

(1) 先行研究のレビューおよび文献的考察  
アメリカの言語教育政策について文献資料の収集および分析を行う。二言語教育や言語的マイノリティ生徒の教育に関する先行研究のレビューを行う。日米両国における言語的マイノリティ生徒の教育達成や社会適応について、双方の社会における移民や外国人住民に対する明示的あるいは非明示的な行政施策や種々の支援団体・組織の役割と関連づけながら考察を行う。

#### (2) アメリカでの調査

カリフォルニア州教育局やロサンゼルス統合学区などの教育行政機関を訪問し行政官へのインタビュー調査を行う。ロサンゼルス市の移民コミュニティの学校で、移民の子どもたちの授業観察や教職員への聞き取り調査を行い、教育の現状や課題について明らかにする。移民コミュニティで移民を支援している団体を訪問し、その目的や活動内容、移民支援団体の果たす役割について検討する。

#### (3) 日本での調査

研究代表者が多文化教育コーディネーターとして支援活動を行っている神奈川県の外国につながる生徒が多数在籍する高校で、外国につながる生徒や教職員へ聞き取りを行い、生徒の課題を抽出し解決策を提言する。地域社会に居住する外国人住民を多様な人材として活用する方法について、外国人住民を支援する団体や市区町村など行政の支援窓口への聞き取り調査を実施する。また、外国人住民の家族関係や問題についても、当事者への聞き取り調査を行い明らかにしていく。

### 4. 研究成果

(1) 先行研究のレビューおよび文献的考察  
アメリカで貧困家庭の子どもへの教育機会の平等を実現する目的で、ジョンソン政権下で初めて制定された「1965年初等中等教育法(The Elementary and Secondary Education Act of 1965, 以下ESEA)」以降、オバマ政権下で成立した「すべての子どもが成功する法」までの連邦教育改革について、行政文書や文献、新聞報道等にもとづきマイノリティ児童生徒への影響に着目しながら分析を行った(表1)。2015年に成立した「すべての子どもが成功する法」については、学校現場の教師や州および地方学区の教育行政官、連邦議員の多くが賛同している反面、市民団体や利害関係者の中には、州へのカリキュラムやアカウントビリティ・システムへの権限

委譲がマイノリティの子どもや貧困家庭、障  
碍のある子どもに不利な結果をもたらすと  
の懸念も示された。地方への権限委譲につ  
いては地域や団体によって受けとめ方や実  
際の影響が異なることが示唆された。

表1 ESEA 以降の初等中等教育関連政策の変遷

法令・政策の制定年	大統領（在任期間）
初等中等教育法 The Elementary and Secondary Education Act of 1965 (ESEA)(1965年4月11日)	ジョンソン大統領(民) (1963-69)
二言語教育法(Bilingual Education Act)(1968年1月)	ジョンソン大統領
アメリカ学校改善法 Improving America's School Act (IASA)(1994年10月20日)	クリントン大統領(民) (1993-2001)
どの子ども置き去りにしない法 No Child Left Behind Act (NCLB 法)(2002年1月8日)	G・W・ブッシュ大統領(共) (2001-09)
アメリカ復興・再投資法 American Recovery and Reinvestment Act (ARRA)(2009年2月17日)	オバマ大統領(民) (2009-2017)
頂点への競争 Race to the top (RTTT) / コモン・コア・スタンダード Common Core Standards (2009年7月)	オバマ大統領
NCLB 法の再改定案 A Blueprint for Reform (2010年3月)	オバマ大統領
NCLB 法の規定の適用を免除 waiver (2011年9月)	オバマ大統領
すべての子どもが成功する法 Every Student Succeeds Act (ESSA)(2015年12月10日)	オバマ大統領

注) 民は民主党の略、共は共和党の略。

## (2) アメリカでの調査

最近のアメリカの公教育においては、スタンダードとアカウンタビリティ・システムを重視する「どの子ども置き去りにしない法(No Child Left Behind Act, 以下 NCLB 法)」が大きな影響を与えてきた。カリフォルニア州の公教育、とりわけ英語を母語としない EL 生徒(English Learner)の教育に同法が与えた影響は大きい。

カリフォルニア州は全米でも公立学校に在籍する児童生徒の人種民族的多様性が大きく、英語を母語としない児童生徒に対して、特別に配慮した様々な教育プログラムを長年提供してきた。表2は、カリフォルニア州

で実施されてきた主な二言語教育プログラムを示したものである。

表2 二言語教育プログラムの類型

サブマージョン (Submersion)	EL 生徒は、英語が使用されている通常のクラスで授業を受けるが特別な配慮は一切施されない。"sink or swim" という比喩が使われることもある。
第二言語としての英語(English as a Second Language, ESL)	サブマージョンのクラスで学ぶ EL 生徒が、英語の補習授業を受けるために数時間本来の授業から抜け出す。この補習授業のカリキュラムは、EL 生徒のために特別に編成されたものである。
構造化されたイングリッシュ・イマージョン(Structured Immersion)	授業は第二言語(英語)で行われるが、教師は生徒の母語を話せる。生徒は課題をこなすことができない場合に限って母語の使用を認められるが、教師は生徒の母語を使うことを極力控える。
移行型二言語教育(Transitional Bilingual Education, TBE)	最初の数年間、読み書きは生徒の母語と英語を併用して指導する。英語能力が向上し通常のクラスについていけるまで、教科は生徒の母語で指導する。最終的な目標は徐々に英語の使用を増やし、通常の英語のみのクラスに編入させることである。

(出典：小林宏美、文京学院大学総合研究所紀要、2014)

カリフォルニア州では、1998年に州民提案227が可決され、30年以上の歴史を持つ二言語教育が原則として廃止されることとなった。その結果、ロサンゼルス統合学区(Los Angeles Unified School District, 以下 LAUSD)で EL 生徒に対して実施されていた教育プログラムが大きく変わることになった。提案227可決以前、LAUSDでは「移行型二言語教育(Transitional Bilingual Education, 以下 TBE)」が奨励され EL 生徒に対する主要なプログラムであったが、提案227可決後はイングリッシュ・イマージョンが最大の教育プログラムとなった。

訪問調査を実施した K 小学校は、韓国系住民が多く居住するコミュニティにあり、100年以上の歴史を有する伝統校である。児童の

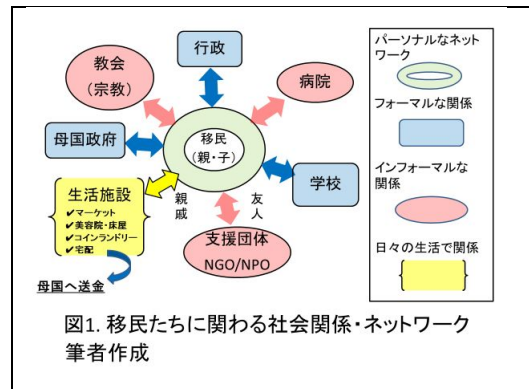
最大のエスニック集団はヒスパニック系（約53%）、次に多いのがアジア系（39%）でこの2グループで9割を占める。同校のEL生徒数は、444名で全校児童の約52%に当たる。EL生徒の内、スペイン語を母語とするものが最も多く約31%で、次に多いのが韓国語約17%である。また、教員についても在籍児童の民族的特性を反映して、アジア系（ほとんどが韓国系）が約51%、ヒスパニック系約31%であった。

NCLB法制定によって始められたK小学校のEL生徒への英語習熟テストCELDTの結果（2012-13年）について検証した。ESLクラスのデータが公表されていないので、イングリッシュ・イマージョンのデータを使用した。また同校の大半を占めるヒスパニック系と韓国系児童のテスト結果についても比較を試みた。

K小学校では、英語だけではなく、児童の第一言語を保持させることが重要であるとの教育方針から、二重言語プログラム（Dual language program）という積極的な形態のプログラムを実施してきた。このプログラムは、英語と韓国語双方の読み書き能力と言語運用能力を高めることを重視している点が特長である（同校は地域柄、韓国系児童の割合が高い）。このプログラムは、韓国系の保護者のみならず教育関係者からも高い評価を得ていた。CELDTの結果は、韓国語を母語とする児童の成績が、授業で英語を使用するイングリッシュ・イマージョンやスペイン語を母語とする児童よりも得点が高い傾向にあることがわかった。この教育プログラムを受けている韓国語を母語とする児童のCELDT得点の高さは、二重言語プログラムの有効性を示唆していると考えられる。

ロサンゼルスの中米系および韓国系移民コミュニティには、移民を様々な面から支援する団体が数多く存在する。それら団体の活動には、それぞれの団体が得意とする領域や重点を置いている分野があるという特徴があった。諸団体の個々の活動内容は重複する部分があるものの、全体としてはそれぞれの団体の設立経緯や目的によって、団体の特殊性や得意分野があり、ある程度の棲み分けが見受けられた。ウエストレイク・コリアタウン地区においては、これらインフォーマルな団体・組織の社会関係ネットワークが、ホスト社会での中米系移民たちの生活を支える重要な役割を果たしていることが明らかになった。

図1 移民たちに関わる社会関係・ネットワーク



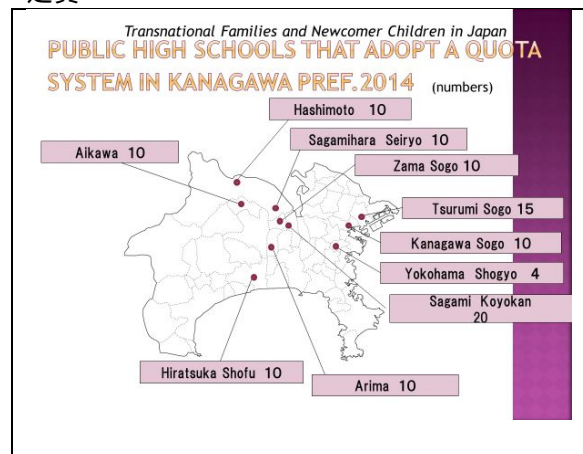
（出典：小林宏美、文京学院大学人間学部研究紀要、2018）

以上の研究成果から、外国人児童生徒の教育達成や社会適応において有用な取り組みを中心に、論文公表ならびに学会発表を行った

（3）日本での調査

神奈川県内の県立高校では、1996年度入試より、来日3年以内の者に対して、「在県外国人特別募集」として入試枠が設けられている。通常、5科目のところ、外国語（英語）、国語、数学の3教科（試験問題はルビふり）および面接による選抜が行われている。2014年度は、10校が特別募集を実施した（図2）。

図2 2014年度在県外国人特別募集実施校と定員



（出典：Kobayashi Hiromi, Tsuboya Mioko, XV ISA World Congress of Sociology, 2014）

研究代表者が多文化教育コーディネーターとして支援活動に携わっているY高校は、外国につながる生徒が多数いる。同校では、これらの生徒に対して様々な支援を提供している（表3）。

表 3 外国につながる生徒への支援内容

<p>1. 外国につながる生徒の状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公文書記載用カードによる国籍等の把握</li> </ul> <p>生徒の名前、国籍、海外の生活経験（国名、来日時期、来日時の年齢、編入学年）、保護者への質問（保護者の名前、母語、面談の通訳は必要か、文書の翻訳は必要か）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「日本語力調査」による日本語能力の把握</li> <li>■ 生徒の聞き取り調査の実施</li> <li>■ 特別指導プログラムによる学習支援</li> <li>■ 個別支援授業</li> <li>■ 「日本語」の授業</li> <li>■ 母語保障科目の設置</li> <li>■ 放課後学習サポート</li> <li>■ 教科のキーワード母語訳</li> </ul> <p>2. 進路支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 在留資格と就業についての情報提供</li> <li>■ 奨学金の申請資格の情報提供</li> </ul> <p>3. 家庭・保護者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 配布文書へのルビふり</li> <li>■ 三者面談等での通訳配置</li> <li>■ 日本語を母語としない保護者への文書の翻訳版提供</li> </ul> <p>4. 教職員への研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外部講師による教職員研修会の実施</li> </ul> <p>（Kobayashi Hiromi, Tsuboya Mioko, 投稿準備中）</p>
--

研究代表者らは、Y 高校に「在留外国人特別募集」で入学した生徒の課題を探るために、2007 年～2013 年までに 90 名の生徒に対して、対象者と高校の同意を得た上で聞き取り調査を実施した。本研究では、この聞き取り調査結果の詳細な分析と追加の調査を行った。その結果、来日前に数年間親と離れて暮らしていたために、日本に呼び寄せられた後も通常の親子に見られるような信頼関係が築けずに悩んでいる生徒の事例や、親は日本語が不自由で日本の学校システムに不慣れため、学校の勉強や進路について親に適切な助言を求めることができず、生徒自身で解決せざるを得ない事例などのあることが明らかになった。

さらに、親の国際移動が生徒の学力形成にマイナスな影響を及ぼす要因として、ひとり親世帯、親の再婚、生徒の滞在資格、親の長時間労働などがあることが明らかになった。他方、生徒が日本の学校で適応していくための資源として、エスニックネットワークと地域の様々な支援団体の役割の大きいことが示唆された。なお、本研究については、国際学術誌に投稿準備中である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

小林宏美、アメリカ・ロサンゼルス市における中米系移民の社会統合 移民支援団体ネットワークの役割に着目して、文京学院大学人間学部研究紀要、第 19 巻、2018、123-133

小林宏美、アメリカにおける移民の社会的統合と公教育 教育政策のマイノリティ児童生徒への影響に着目して、三田社会学、第 21 号、2016、30-41

小林宏美、NCLB 法制定後のカリフォルニア州における EL 生徒への教育 韓国系コミュニティの小学校の教育実践から、文京学院大学総合研究所紀要、第 15 号、2014、132-140

〔学会発表〕(計 4 件)

小林宏美、アメリカ大都市における移民コミュニティの形成と変容 ロサンゼルス中米系移民コミュニティを事例に、関東社会学会、東京、2017

小林宏美、アメリカ社会におけるヒスパニック系移民の社会的統合、三田社会学会、東京、2015

Kobayashi Hiromi, Tsuboya Mioko, Transnational Families and Newcomer Children in Japan XV ISA World Congress of Sociology, Yokohama, 2014

小林宏美、NCLB 法制定後のカリフォルニア州における EL 生徒への教育 韓国系コミュニティの小学校の教育実践から、文京学院大学総合研究所共同研究発表会、東京、2014

〔図書〕(計 1 件)

小林宏美、「ヒスパニック」を通してみるアメリカ社会、国際社会学、2015、184-200

〔産業財産権〕

なし

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小林宏美 (KOBAYASHI, Hiromi)  
文京学院大学・人間学部・准教授  
研究者番号：30614490

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

坪谷美欧子 (TSUBOYA, Mioko)  
研究者番号：80363795